

(この記載例は審査済額が1億円未満の場合です。)

平成12年1月31日

社会福祉法人神谷福祉会

理事長 神谷 一郎 殿

社会福祉・医療事業団

福祉貸付部長

経営資金（つなぎ資金）審査済通知書

先に要望のありました当事業団資金の融資につきましては審査が終了しました。

つきましては、平成12年度予算が成立した場合には下記の条件により融資を行う予定であります。

なお、貸付契約までの間に、要望内容に重大な変更が生じた場合は融資を行わないことがありますので念のため申し添えます。

記

貸付対象施設	要望書記載のとおり
審査済番号	99-1-4001
審査済額	55,700千円
契約予定日	平成12年4月11日
資金交付予定日及び交付予定額	平成12年4月20日：審査済額の2/3（10万円未満端数切捨） 平成12年5月22日：未交付額全額
償還期間	貸付の契約締結日から5年0ヶ月以内
据置期間	貸付の契約締結日から12ヶ月以内
利率	貸付の契約締結時の利率を適用
償還方法及び利払方法	元金は据置期間終了後、均等額を毎年4、7、10及び1月の各10日に償還 利息は契約締結後、前3ヶ月分を毎年4、7、10及び1月の各10日に後払い
担保	要望書記載のとおり
保証人	要望書記載のとおり

つきましては、予算成立後貸付の実行を速やかに行うため、次の契約関係書類を平成12年2月13日までに、送付願います。

1. 金銭消費貸借契約証書（収入印紙を貼付）
2. 法人の印鑑証明書 2通
3. 連帯保証人の印鑑証明書 各1通
- ~~4. 担保提供者の印鑑証明書（不動産担保の場合） 各1通~~
- ~~5. 抵当権設定契約証書（不動産担保の場合）~~
6. 債権譲渡予約契約書 2通
7. 債権譲渡通知書（捺印を必ず捺印） 3部1組
8. 資金交付請求書兼振込先預金口座届
9. 償還元利金等振込先銀行指定届
- ~~10. 質権設定承諾請求書及び火災保険証券の写（不動産担保物件が建物の場合）~~
11. 介護保険法に基づく指定（準備）通知書（写）（要望時点で予定の場合）

金銭消費貸借契約証書

貸付番号
99-1-4001

1 金額	金 55,700,000 円
2 用途	指定介護老人福祉施設及び指定居宅サービス事業所の経営のために必要な資金
3 利率	年 2.0 %
4 償還期限	平成 17 年 4 月 10 日
5 元金の償還方法	平成13年4月10日に第1回金3,380千円、以降毎年7、10、1月及び4月の各10日に金3,270千円を支払う。
6 利息の支払方法	平成12年7月10日を初回とし、以降毎年7、10、1月及び4月の各10日に前3箇月分の利息を支払う。
7 物的担保	債権譲渡予約契約。ただし、借入金額が1億円以上の場合、債権譲渡予約契約及び別紙目録記載の不動産担保。
8 その他	別紙特約条項のとおり

社会福祉・医療事業団 御中

借入者は、社会福祉・医療事業団から証書貸付の方式をもって、上記条件により金員を借用し、これを受領しました。

下記連帯保証人欄署名者または担保提供者欄署名者はそれぞれ上記条件を承認のうえ連帯保証人または担保提供者になりました。

この契約を証するために証書1通を作成し、社会福祉・医療事業団に差し入れます。

平成12年4月11日

借入者兼担保提供者

住 所 〇〇〇港区虎ノ門2丁目3番〇〇号

名 称 社会福祉法人神谷福社会

代 表 者 理事長 神谷 一郎 実印

連帯保証人	担保提供者
住 所 〇〇〇港区芝1丁目2番〇〇号	住 所
氏 名 神谷 一郎 実印	氏 名 実印
連帯保証人	担保提供者
住 所 〇〇〇港区白金3丁目3番〇〇号	住 所
氏 名 金野 正 実印	氏 名 実印
連帯保証人	担保提供者
住 所	住 所
氏 名 実印	氏 名 実印

※ 借入者、連帯保証人、担保提供者ご本人が自筆（盲人の方等は所定の方法でお願いします。）のうえ、実印を捺印して下さい。

特 約 条 項

(繰上償還)

第1条 次の一から三までの事由が一つでも生じた場合は、社会福祉・医療事業団（以下「甲」という。）からの通知催告等がなくても当然に、四から十八までのいずれかの場合は甲からの請求によって、借入者（以下「乙」という。）は本借入金債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全部又は一部を弁済するものとします。

- 一 乙について破産の申立があったとき、又は解散した場合
- 二 この借入資金を要した施設又は事業所を廃止した場合
- 三 住所変更の届出を怠るなど乙の責に帰すべき事由によって、甲に乙の所在が不明となった場合
- 四 乙が、この借入資金を第4条の規定に違反して使用し、又は借入後長期にわたり使用しない場合
- 五 この借入資金を要することとなった期間中において、この借入資金を要する施設又は事業所の一部を休廃止したこと若しくは介護保険法に基づく指定の取り消しがあったことに伴い、この借入資金の額が、借入申込書に添付した介護報酬見込額計算表の算定式に基づき算出した限度額を超えることとなった場合
- 六 乙が、この借入金債務及びこれに付帯する一切の債務はもとより、その他甲に対する債務の一つでも期日に弁済しなかった場合
- 七 乙、保証人又はこの借入金債務のために担保を提供し、若しくは提供することを約した者（担保を提供し、若しくは提供することを約した場合における乙を含む。以下「丙」という。）がこの契約又はこの契約に基づく義務の履行を怠った場合
- 八 乙が、この資金の借入れに関し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申出若しくは報告をし、又は必要な事実の申出若しくは報告を怠った場合
- 九 乙が、この借入資金を要した施設若しくは事業所を第三者に経営譲渡又は賃貸して、当該施設等の開設者若しくは事業者でなくなった場合
- 十 乙又は乙の代表者が、閉鎖命令、医師（歯科医師）免許取消、医業（歯科医業）停止、保険医の登録取消、保険医療機関の指定取消を受けた場合
- 十一 乙若しくは借入資金を要した施設又は事業所が、介護保険法に基づく指定の取り消しを受けた場合
- 十二 乙が、この借入資金に係る事業又は施設等を休止若しくは許可、認可の取消があった場合
- 十三 乙又は丙が、他の債務のため強制執行、執行保全処分、国税徴収法、若しくはその例による滞納処分を受けた場合又は丙が解散した場合
- 十四 乙又は丙について、和議、会社整理、会社更生、競売手続開始の申立があった場合若しくは乙が支払を停止した場合又は丙について破産の申立があった場合
- 十五 担保物件又は担保物件である建物の敷地若しくはその借地権が法令の規定により収用又は使用されるに至った場合
- 十六 乙が、手形交換所より取引停止処分を受けた場合
- 十七 丙が、担保物件の保全に必要な行為をしない場合
- 十八 その他債権保全のため必要と認められる場合

(違約金)

第2条 乙は、次の各号の一に該当し、前条の請求が行われた場合であって、甲から請求があったときは、その事実が発生した日と甲が認めた日から同条の弁済があった日までの日数に応じ、次の各号に掲げる金額に14.5パーセントから約定利率を控除した率を乗じて計算した違約金を甲に支払うものとします。

- 一 前条第4号に該当した場合
当該借入資金について定められた用途以外に使用した金額又は長期にわたり使用しなかった金額
- 二 乙が甲に対し虚偽の申出若しくは報告をし、又は必要な事実の申出若しくは報告を怠ったことにより前条第5号に該当した場合
貸付金が借入申込書添付の介護報酬見込額計算表の算定式に基づき算出した限度額を超えることとなった金額

(契約の解除等)

第3条 甲は、乙が第1条各号の一に該当すると認めるときは、この契約を解除し、又はこの契約証書記載の金額を減額するものとします。

(資金の用途及び規制)

第4条 乙は、この借入資金をこの証書に記載した用途にのみ使用し、他に流用しないものとします。

- 2 乙は、甲がこの借入資金を貸付けの目的以外に使用されることを防止するため必要な指示をした場合は、その指示に従うものとします。

3 乙は、この借入資金を使用した場合には、その用途を経理上明らかにしておくものとします。

第5条 前条第2項により甲がこの借入資金の全部を貸付受入金として甲に預け入れることを指示した場合は次によるものとします。

一 資金交付は、甲の指示により分割又は一括交付とする。

二 資金交付時期は、乙又は丙が甲の指示するところに従い、担保として提供する資産のうえに担保権を設定し、登記その他第三者に対抗する要件を備えるのに必要な手続を完了した後とする。ただし、甲が担保を徴求しないことを認める場合は、この限りでない。

三 貸付受入金には利息を付さない。

四 貸付受入金の額に相当する借入金債務には、利息を付さない。

(差引計算)

第6条 乙は、貸付受入金債権に対し、他の債務のため強制執行、執行保全処分の申請又は国税徴収法による保全差押を受けたときは、同時にこの借入金債務につき期限の利益を失い、この借入金債務と当該貸付受入金債権を甲が相殺しても異議を申立てません。

2 乙は、甲から第1条の規定により繰上償還の請求を受けたときは、この繰上償還に係る債務と自己の貸付受入金債権とを対当額において、甲が相殺しても異議を申立てません。

(損害金)

第7条 乙は、甲の承認を受けた場合を除き、この借入金債務の元金の支払を遅延した場合には、その延滞日数に応じ、当該元金に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した損害金を甲に支払うものとします。

(ネガティブクローズ)

第8条 丙は、甲の承認を受けた場合を除き、この借入金債務の担保に提供することを約した資産若しくは担保に提供した資産を、第三者に譲渡し、賃貸し、担保に提供し、若しくは担保に提供する予約をし、又は第三者のためにその資産のうえに地上権を設定する等甲に損害を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないものとします。

2 乙は、この借入金債務の担保に提供することを約した資産が、滅失、き損、変敗、価格の変動その他の事情によりその価額を減少し、担保力に不足を生じ、又はそのおそれのある場合、その他甲が債権保全上必要と認めた場合には、甲の指示するところに従い、増担保又は代り担保を提供するものとします。

3 乙は、介護保険法に基づく介護報酬債権の債権譲渡通知の効力が発生するまでに至る間、甲の権利行使を妨げるべき行為をしないものとします。

(債権譲渡予約契約の締結)

第9条 甲と乙は、介護保険法に基づく乙の介護報酬債権の債権譲渡予約契約を締結することとします。

(担保の提供)

第10条 丙は、この借入金債務の担保に提供することを約した資産及び甲の指示する資産のうえに遅滞なく甲のために担保権を設定するものとし、かつ、第三者に対抗する要件を備えるのに必要な手続について、甲に協力するものとします。

2 乙は、この借入金債務の担保に提供した資産が、滅失、き損、変敗、価格の変動その他の事情によりその価額を減少し、担保力に不足を生じ、又はそのおそれのある場合、その他甲が債権保全上必要と認めた場合には、甲の指示するところに従い、増担保又は代り担保提供の手続をとり、かつ、第三者に対抗する要件を備えるに必要な手続について、甲に協力するものとします。

(損害保険)

第11条 乙又は丙は、この借入金債務の担保に提供し、若しくは提供することを約した資産について、遅滞なくこの借入金債務を担保するに足る金額の損害保険契約を締結し、この借入金債務及びその債務から生ずる一切の債務の全部を弁済するまでその契約を継続するものとします。

2 乙又は丙は、この借入金債務の担保に提供し、若しくは提供することを約した資産について、現に損害保険契約が締結してある場合には、前項の契約に代えてその契約を継続することができることとします。

ただし、甲から指示を受けた場合には、甲の指示するところに従い、更に追加して損害保険契約を締結し、前項に準じてその契約を継続するものとします。

3 甲は、前2項により新たに締結し、又は継続して締結する損害保険契約について、乙又は丙に対しその保険会社を指定することができることとします。

4 丙は、この資金借入後、遅滞なくこの借入金債務の担保として第1項又は第2項の保険契約に基づく保険金請求権を甲の指示するところに従い甲に譲渡し、又はその請求権のうえに質権を設定するものとし、

かつ、第三者に対抗する要件を備えるに必要な手続について、甲に協力するものとします。

5 丙は、この資金借入後、第1項又は第2項の保険契約以外に同一資産について更に損害保険契約を締結する場合にはあらかじめ甲に協議し、その指示に従うものとします。

6 丙は、保険の目的物が災した場合には、保険会社に提出すべき書類の作成、損害てん補額の協定等について、あらかじめ甲の承認を受けるものとし、損害てん補額について丙と保険会社との間に協定が成立しない場合には、甲が丙に代わって協定を締結しても異議を申立てません。

7 保険の目的物が災した場合には、この借入金の償還期限にかかわらず、甲が受領した保険金を甲の任意の方法によりこの借入金債務及びその債務から生ずる一切の債務の全部又は一部の弁済に充当しても、乙及び丙は異議を申立てません。

(担保資産の処分)

第12条 甲は、乙が第1条各号の一に該当し、本借入金債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全部を弁済することとなった場合は、債権譲渡予約契約に基づき予約完結権を行使することができるものとします。

2 甲は、乙がこの借入金債務を履行しないときは、担保として提供された資産を自由に処分することができるものとします。この場合、処分の時期、方法、価格等はすべて甲の任意とし、その処分代金を甲の任意の方法により、この借入金債務及びその債務から生ずる一切の債務の全部又は一部の弁済に充当しても、乙及び丙は異議を申立てません。

(保証人)

第13条 保証人は、この契約から生ずる一切の債務について、乙と連帯して、乙と保証人相互間の契約の効力のいかににかかわらず、債務履行の責を負うものとします。

2 乙は、甲から保証人の追加又は変更の指示を受けた場合には、遅滞なく必要な手続をとるものとします。

(代位、担保保存義務の免除)

第14条 丙又は保証人は、丙又は保証人がこの契約による債務の一部を弁済して甲に代位する場合には、甲の承認を受けたときを除き、その代位により取得すべき一切の権利は、これを行使しないものとする。また甲の請求があった場合には、その権利又は順位を甲に無償で譲渡するものとします。

2 乙、丙及び保証人は、担保の提供、差替若しくは増減、保証人の追加、変更若しくは免除又は償還期限について、甲乙間又は甲と乙、丙又は保証人との間において、いかに取り計らうも、何等異議なく同意し、民法第504条を援用しないものとします。

(任意繰上償還)

第15条 任意繰上償還を行う場合は次のとおりとします。

一 乙は、借入金債務の全部又は一部を繰上償還しようとするときは、甲に申出るものとします。

二 繰上償還日は、前号の申出を甲が受付した日の翌月10日（休日に当たる場合は、その日以降最初に到来する営業日）とし、甲が別に定めるところにより算定する次の金額を弁済補償金として甲に支払うものとします。

繰上償還前の償還条件による繰上償還日以降の元本及び利息の合計額の繰上償還日における現在価値として計算される金額が、繰上償還以降の償還条件による元本及び利息の合計額（繰上償還額を含む）の繰上償還日における現在価値として計算される金額を上回る場合のその上回る額

(第三者の弁済、債権譲渡)

第16条 乙は、甲がこの借入金債務について何人から弁済を受け、又は何人に対して譲渡しても、異議を申立てません。

(弁済の充当)

第17条 乙、丙及び保証人は、この借入金債務の弁済充当の指定権が甲にあることを承認します。

(報告及び調査)

第18条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、その都度速やかに甲に報告するものとします。

一 乙、丙又は保証人の住所、氏名、名称若しくは商号、組織、資本金、代表者又は事業の内容に異動を生じ、又は死亡、解散、その他これに準ずる事実が発生した場合

二 乙又は保証人の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合

三 担保に提供し、若しくは提供することを約した資産に異動を生じた場合、又はその資産が滅失、き損、変敗、価格の変動その他の事情によりその価額を減少し、又はそのおそれのある場合

四 乙がこの借入金に係る事業の管理運営に関する規程等について著しい変更を生じさせたとき

五 前各号に掲げる場合のほか、甲から指示を受けた場合

第19条 乙は、甲から事業報告書、貸借対照表、損益計算書（又は収支計算書）等の提出を求められたとき

は、遅滞なく甲に提出するものとします。

第20条 甲が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、業務の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査しても乙は異議を申立てません。

2 甲が、この借入金債務のために担保に提供し、若しくは提供することを約した資産を調査しても、丙は異議を申立てません。

(公正証書の作成)

第21条 乙及び保証人は、甲から指示を受けた場合には、直ちに公証人に委嘱して、この契約に基づく債務の承認並びに強制執行の認諾ある旨を記載した公正証書の作成に必要な手続をとるものとします。

(費用負担及び立替金)

第22条 乙は、この証書の作成、公正証書の作成、担保権の設定登記その他この契約に関する必要な費用を負担します。

2 甲が、乙又は丙に代わって登記を行い、損害保険料を支払い、又は公正証書の作成を委嘱し、その他債権保全のため費用を立替え支払った場合には、乙は甲の支払った立替金に相当する金額及び甲の承認を受けた場合を除き、立替日数に応じ、当該金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した損害金を甲に支払うものとします。

(管轄裁判所の合意)

第23条 甲、乙、丙及び保証人は、この契約に関する訴訟について、甲が指示する管轄裁判所とすることに合意します。

債権譲渡予約契約書

債権者 社会福祉・医療事業団（以下「甲」という。）と債務者 社会福祉法人神谷福祉会（以下「乙」という。）とは、甲が乙に対して有する貸付金を担保するため、下記のとおり、乙が第三債務者 〇〇〇国民健康保険団体連合会 に対して有する介護報酬債権の譲渡予約契約を締結した。

（債権譲渡予約）

第1条 乙は、乙が甲との間に締結した平成12年4月11日付金銭消費貸借契約証書に基づき甲に対し借受け負担している債務金55,700,000円及びこの債務から生ずる一切の債務の担保として、乙が第三債務者に対し、現在及び将来有することになる乙の介護報酬債権を次条以下により甲に譲渡することを予約し、甲はこれを受諾した。

（譲渡予約完結権の行使）

第2条 前条記載の契約証書の特約条項第1条に該当し、乙が期限の利益を失った場合、甲は前条による予約の予約完結権を行使できるものとし、予約完結の意思表示と同時に、その時点における乙の第三債務者に対する介護報酬債権は甲に譲渡される。

（債権譲渡通知義務・債権譲渡通知の代行）

第3条 甲が前条により、予約完結の意思表示をした場合、乙は、直ちに第三債務者に対し、内容証明郵便による債権譲渡通知書を発送するものとする。

前段の債権譲渡通知は、下記方法により乙が甲にあらかじめ交付した債権譲渡通知書を使用して、甲が乙に代行して行うことができるものとする。

記

乙は、本債権譲渡予約契約締結と同時に甲に対し、日付及び譲渡債権の表示を空欄として譲渡人たる乙の代表者印を押捺した債権譲渡通知書を甲に差し入れるものとし、上記日付及び譲渡債権の表示欄を補充することを甲に委ねる。

（担保責任）

第4条 乙は、甲に対し、第2条によって譲渡する債権について、第三債務者から乙に対し対抗し得べき事由のないことを保証する。

乙は、前条に基づく債権譲渡通知の効力が発生するまでに至る間、甲の権利行使を妨げるべき行為をしてはならない。

(譲渡債権の返還)

第5条 第三債務者が、第2条によって譲渡された債権について、本件譲渡通知を受けるまでに乙に対して生じた事由をもって甲に対抗した場合、甲は同債権を乙に返還することができるものとする。

前段の場合、甲は同債権について第三債務者に対し債権譲渡通知をなす。この場合、乙は、甲に対し、同債権額に相当し甲の認める増担保または代担保を提供するものとする。

(債権に関する証憑の提出義務)

第6条 乙は、甲に対し、第三債務者に対する介護報酬債権に関する証憑を作成ないし入手の都度、その写を甲に提出するものとする。

本契約の成立を証するため、契約書2通を作成し、甲乙双方が各1通宛保管するものとします。

平成12年4月11日

(甲) 住所 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号
名称 社会福祉・医療事業団
代表者 理事長 ○ ○ ○ ○

(乙) 住所 〇〇〇港区虎ノ門2丁目3番〇〇号
名称 社会福祉法人 神谷福社会
代表者 理事長 神谷 一郎

債 権 譲 渡 通 知 書

捨 印

社会福祉法人神谷福祉会が貴連合会に対して現在有し又将来有する後記の介護報酬債権を、東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号社会福祉・医療事業団に対して譲渡いたしましたので、右報酬金は支払期日に社会福祉・医療事業団に対しお支払い下さいますよう、ご通知いたします。

（譲渡債権の表示）

年 月 支 払 分（ 年 月 支 払 分） から 年 月 支 払 分

（ 年 月 介 護 分） までの介護保険法に基づく介護報酬債権のうち

毎月 円。（ただし、一カ月

当たりの介護報酬債権額が当該金額に満たないときはその全額）

社会福祉・医療事業団の譲受債権受入口座

銀行 支店

普通預金 口座番号

口座名義 社会福祉・医療事業団

右、民法第467条に基づき譲渡人として
ご通知申し上げます。

譲渡人 ○○○港区虎ノ門二丁目三番○○号

社会福祉法人神谷福祉会
理事長

譲受人

東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号
社会福祉・医療事業団

捨印

押印

※押す印だけ
ること。

平成 年 月 日

○ ○ △ △ 市 □ □ 町 × 丁目 × 番 × 号
○ ○ ○ 国民健康保険団体連合会
理事長 殿